

令和3年度嘉手納町立嘉手納幼稚園募集要項

- (1) 該当幼児・・・以下の年齢で嘉手納町（北区、南区、西区、西浜区）に住所を有していること
- ☆5歳児（生年月日：平成27（2015）年4月2日～平成28（2016）年4月1日）
 - ☆4歳児（生年月日：平成28（2016）年4月2日～平成29（2017）年4月1日）
 - ☆3歳児（生年月日：平成29（2017）年4月2日～平成30（2018）年4月1日）

(2) 定員数

定員（在園児や待機対象児童から優先的に入園となります。）		
5歳児	4歳児	3歳児
90名	25名	20名

- 受付期間中に定員を超えた場合は抽選となり、対象者へ通知致します。
- 受付期間以降は申請順での入園となります。定員の空きが無い場合は、他園と調整になります。調整ができない場合は、申請順にて入園待機となりますので御了承下さい。

(3) 幼稚園1日の流れ

8：15までに登園 14：00降園 18：30終了

教育時間	預かり保育
------	-------

特色ある保育 英語で遊ぼう・パソコンで遊ぼう【年長のみ週1回】

(4) 留意事項

★ 幼稚園について

- ・8時15分までに登園してください。預かり保育の利用のない方は14時に降園です。
- ・預かり保育の利用のない方は、長期休業期間（春夏秋冬休み）の登園はありません。
- ・公立幼稚園は、土曜日、日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始、その他園長が指定した日はお休みとなります。

★ 給食について

- ・長期休業期間以外の昼食は、5歳児は「学校給食」、3～4歳児はケイタリングです。毎週木曜日は弁当の日です。但し、アレルギーをお持ちのお子さんは、弁当持参になる場合があります。

★ 預かり保育について

- ・預かり保育実施期間は、令和3年4月5日（月）～令和4年3月25日（金）までです。
- ・土曜日、日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始、その他園長が指定した日はお休みとなります。
- ・長期休業期間（春夏秋冬休み）の利用時間は、午前8時30分～午後6時30分です。
- ・長期休業期間は、給食・ケイタリングの提供がありませんので、弁当持参となります。

★ 保育料等

- ・保育料 : 0円/月（保護者負担の保育料は0円です。）
- ・給食費 : 3,300円/月（主食費の補助制度あり）
- ・預かり保育料：5,000円/月（施設等利用給付対象【無償化対象】※申請、認定必要）
- ※ 教材費等については、別途費用としてご負担することとなります。ご了承ください。

(5) 入園受付

- 1 受付日時 令和2年10月6日（火）～10月30日（金）
8時30分から17時15分【12時から13時は除く】
※ 10月29日（木）、10月30日（金）は、19時まで受付します。
※ 10月17日（土）、10月25日（日）は、13時～17時まで受付します。
- 2 場所 嘉手納町教育委員会 教育指導課 【嘉手納町役場 3階】
- 3 申請書類等 本紙 裏面をご確認ください。

(6) 入園面談について

- ・申込者は、幼稚園にてお子様同伴の面談があります。
面談日：令和2年11月26日（木）14時～16時 面談場所：嘉手納幼稚園
持参する物：入園願書、家庭生活調査票、保健調査票（教育委員会にて書類提出時に用紙配布致します）

【申請書類等】

1 幼稚園申込み

- 入園願書 家庭生活調査票（入園面談時に幼稚園に提出）
- 保健調査票（入園面談時に幼稚園に提出）
- 施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- 添付書類等
 - ・生活保護世帯：生活保護世帯がわかる書類
 - ・ひとり親世帯：戸籍謄本、児童扶養手当証書、遺族基礎年金受給証等の写しなど
 - ・申請児童以外に在宅障害児（者）がいる世帯：障害者手帳、特別児童扶養手当証書など

2 預かり保育申込み

- 預かり保育申請書
- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
※預かり保育無償化に係る申請書です。
- 添付書類等
 - ・保護者が就労の場合：勤労証明書
 - ・保護者が病気：診断書
 - ・保護者が出産前後：母子手帳の写し（出産予定日の確認できるもの）
 - ・保護者が求職中：求職申立書（ハローワークカードがある場合は写しを添付）
 - ・その他、預かり保育を必要とする理由を証明する書類

3 給食費について

- 給食に係る誓約書
- 給食費主食費（ご飯、パンなどの費用）補助に関する申請は、入園することが決定した後の手続きとなり、在園児は全て対象となります。

4 町外から嘉手納町へ住所変更をした方

- 課税証明書

令和2年1月1日時点で、嘉手納町外に居住していた方は、以前居住していた場所の役所（役場）から課税証明書をとって提出をしてください。（町内での住所変更の場合は、提出不要です。）

申請書類等様式は、嘉手納町教育委員会や各幼稚園で配布又は、嘉手納町教育委員会ホームページへ掲載致します。